



SMTB

厚生年金基金ニュース

(平成25年4月1日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

厚生年金基金制度の見直しに関する 法案の概要について

厚生労働省は、本日開催された社会保障審議会年金部会において厚生年金基金制度の見直しに関する法案※の概要を提示し、年金部会はこれを了承しました。

法案の概要には、基準を満たさない基金に対する解散命令の発動や、特例解散制度の見直しなどが盛り込まれています(法案の施行日は公布日から1年を超えない範囲で政令で定める日とされています)。

なお、当該部会における審議が完了したことから、今後、本法案は与党との調整(自民党厚生労働部会は4月2日開催予定)を経て、4月中に国会に提出される見込みです。

(注) 本法案は国会の審議を経て衆参両議院の可決により確定します。現時点では何も確定しておりませんので、ご注意ください。

※厚生年金基金制度の見直しに関する法案は、第3号被保険者の記録不整合問題への対応等とあわせて「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」として取りまとめられました。

→年金部会 配布資料についてはP3のURLよりアクセスください。

法案の概要 (厚生年金基金関連)

- 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- 分割納付における事業所間の連帯債務を外す等、施行日から5年間の時限措置として特例解散制度の見直しを行う。
- 施行日から5年以降は、一定の基準を満たさない基金に対しては解散命令を発動できる。
- 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。



上記項目の内容については次ページ以降をご参照ください。

なお、年金部会の配布資料では詳細不明な点もあるため、詳細判明次第、改めてご案内いたします。

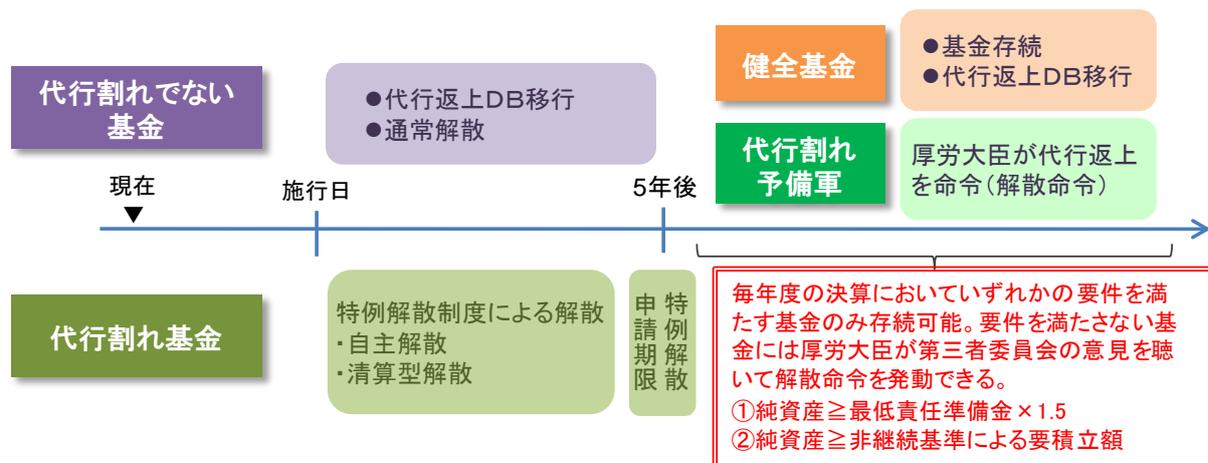
本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。

本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。



1. 厚生年金基金制度見直しのプロセス

施行日から5年間は「代行割れ問題」に集中的に対応。5年後以降は「代行割れを未然に防ぐための制度的措置」を導入する。



2. 代行割れ基金の早期解散のための方策

<特例解散制度の見直し(申請期限は施行日から5年間)>

分割納付の特例
(対象: 代行割れ基金)

- ・事業所間の連帯債務外し
- ・利息の固定金利化
- ・最長納付期間の延長

最低責任準備金の
精緻化
(対象: 全基金)

- ・係数(0.875)の補正(一律0.875→受給者の年齢区分に応じた3段階設定 65歳未満:0.69 65歳以上75歳未満:0.96 75歳以上:1.0)
- ・「期ずれ」の補正(継続基準の最低責任準備金のイメージと同一に)

納付額の特例
(対象: 代行割れ基金)

- ・いずれか低い額(現行特例と同じ)
 - ・①通常ルールで計算した額
 - ・②基金設立時から厚生年金本体の実績利回りを用いて計算した額※
- ※利回りは「期ずれ」補正後を用いることを原則とするが、補正前の使用も可

解散プロセス

- ・自主解散を基本。「清算型解散」導入。第三者委員会による適用条件等の審査
- ・特例解散適用基金の受給者は申請時点以降、上乘せ給付を支給停止
- ・申請以降、年金記録の整理等に先行して代行資産を返還できる仕組みを導入

<解散認可基準の緩和>

	現行	基準緩和後
代議員会における法定議決要件	定数の3/4以上による議決	定数の2/3以上による議決
解散認可申請の事前手続要件	全事業主の3/4以上の同意 全加入員の3/4以上の同意	全事業主の2/3以上の同意 全加入員の2/3以上の同意
解散認可申請の理由要件	母体企業の経営悪化等の理由が必要	理由要件を撤廃

3. 基金から他制度への移行支援策

< 上乘せ部分の受給保全のための移行支援策 >

	内容
DBへの移行支援	移行時の積立不足を掛金で埋めるための期間を延長 基金解散後、事業所単位で既存のDBへ移行できる仕組みの創設
DCへの移行支援	基金を脱退した事業所の従業員が基金から既存のDCへ資産移換できるように規制緩和 解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和
退職金の再積立支援	代行割れ基金の解散後、各事業主が、厚年本体への不足額の返還と、退職金の再積立を両立できるようにするための措置 (各事業所が退職金の再積立の観点から、DB等のスキームを活用する場合の積立基準に関する規制緩和 等)
その他	基金解散後、企業単位で中退共へ移行できる仕組みの創設

< 企業年金の選択肢の多様化 >

	内容
キャッシュバランスプランの制度設計の弾力化	給付設計に用いる指標の選択肢を拡大(運用実績、複合ベンチマークを加える) 基準金利等の規制緩和(但し、元本は保証)
簡易型DBの対象拡大	簡易な制度設計や手続きで設立できるDBの対象を拡大する

以上

【年金部会 配布資料】

議事次第

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/130401sidai.pdf>

資料 1-1 : 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/130401siryoul-1.pdf>

資料 1-2 : 厚生年金基金制度の見直し

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/130401siryoul-2.pdf>

資料 1-3 : 厚生年金基金制度の見直しについて (試案)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/130401siryoul-3.pdf>

資料 1-4 : 「厚生年金基金制度の見直しについて (試案)」に関する意見

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/130401siryoul-4.pdf>

資料 1-5 : 第 3 号被保険者の記録不整合問題への対応について

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/130401siryoul-5.pdf>

資料 2-1 : 「年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会」の設置について (案)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/130401siryou2-1.pdf>

資料 2-2 : 「年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会」の設置について

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/130401siryou2-2.pdf>